

経営者によりそうパートナー

# みどり通信 6月

税理士法人  
山口会計パートナーズ  
有限会社 エムアイサービス

第269号 2022. 6. 7

## ぶらり旧吉田町周辺



旧吉田町の花屋さん  
色とりどりのバラが綺麗でした



晴天の日に旧吉田町から見た田んぼと弥彦山



野球の季節がやって参りました(城山球場)

## CONTENTS

● 一言、発言	一倉定の経営心得	P1
● 税務	食事手当の経費処理	P3
● 一倉定の経営心得	その45	P4
● 今知っておきたい相続の話	相続する財産の調べ方	P5
● 生命保険	標準保障額	P9
● 事務所からのお知らせ		P10
● 営業カレンダー		P10
● あとがき		P11

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

# “ひと言、発言”

## 一倉定の経営心得…

以前、このブログで紹介した日本経営合理化協会から出版されている「一倉定の経営心得」は、知る人ぞ知る、プロフェッショナル一倉定氏の経営のエッセンスがまとめられた1冊です。

20年近く前に購入したのですが、改めて読み直してみても、ハッとさせられる言葉が満載の書です。

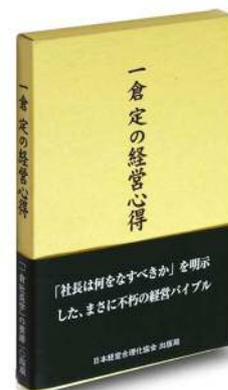
この「一倉定の経営心得」は企業の経営者、特に中小企業のオーナー経営者向けに書かれているように感じますが、経営者だけでなく、サラリーマンであっても、部下を率いる人にとって参考になる文章が随所に書かれています。

まさにバイブルですね。

この本には“例言”が104項目紹介されています。その中からいくつかを紹介いたします。

- ・会社の真の支配者は、お客様である。
- ・我が社の赤字は、お客様を忘れたのが原因である。
- ・いい会社とか悪い会社とかはない。あるのは、いい社長と悪い社長である。
- ・ワンマン決定は権力の現れではない。責任の現れなのである。
- ・電信柱が高いのも、郵便ポストが赤いのも社長の責任である。
- ・任せるのは「実施」であって、「決定」ではない。
- ・優れた企業は、必ず優れたビジョンを持っている。
- ・経営計画書は、社員の心に革命をもたらす、会社に奇跡をもたらす「魔法の書」である。

- ・「経営計画書」の作成時間を節約するというほど、誤った時間の使用方法はない。
- ・目標はその通り行かないから役に立たないのではなく、その通り行かないからこそ役に立つのである。
- ・赤字の会社の共通点は、「無方針」「放任」である。
- ・最大の得意先でも、売上げの30%以上を依存しないこと。
- ・「小さな市場で大きな占有率」こそ、優良会社になる近道である。
- ・セールスマンの適格者は、頭の回転が遅く、社交性に欠け、口が重いことである。
- ・大切なことは、「コスト」ではなく「収益」である。
- ・「経費節減病」というのは、多くの会社で繰り返しかかる病気であり、不景気や業績低下時に重症となる。
- ・経営計画書は、銀行の態度を変える。
- ・口頭による指令は忘れられ、文章による指令は守られる。



小型の本で、携帯していつでも読むことができ、定価は3,630円。黒のカバーが凄くいいです。

5,000社にも及ぶさまざまな業界を指導されてきた中から集めた、至極の格言は、中小企業経営者の魂をゆさぶるはずです。

自社の経営を見直すいいきっかけになること間違いありません。

<https://www.jmca.jp/sale/1113>

税理士 山口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の6月7日掲載のものです。

## 食事手当の経費処理

従業員への福利厚生費として食事手当があります。一定の条件を満たしていれば福利厚生費として処理することができますが、条件を満たしていなければ給与として扱わなければなりません。

今回は企業で従業員のお弁当を頼んでいる場合の福利厚生費になる条件をみていきます。

その条件としては

- ① 従業員が食費の50%以上を負担していること
- ② 企業側の食費の負担額が月3,500円(税抜き)以下であること

この2つの条件を満たしていることが必要です。

### 【例：お弁当屋さんより1人300円(税抜き)のお弁当をとっている場合】

・条件①

$$300円 \times 50\% = 150円$$

・条件②

$$1日あたりの企業側の負担額 \times 負担日数 \leq 3,500$$

$$\text{月の勤務日数が25日であれば、} 3,500円 \div 25日 = 140円$$

福利厚生費で処理するためには、本人負担が160円以上、企業側負担が140円以下でないと認められないことになります。

福利厚生費で処理していたことが給与処理になってしまうことは、従業員の所得金額が変わり、源泉所得税の計算などに影響を及ぼしてしまうことになり、企業にとっても従業員にとっても困ることになります。賃金規定の整備などにより、その内容や金額、負担割合を明確にしておきましょう。

担当：堀内 勇一

# 一倉定の経営心得シリーズ

その四十五

「小さな市場で大きな占有率」こそ、  
優良会社になる近道である。

一般に、中小企業は大きすぎる市場を狙いすぎる。たくさんの会社が狙うために、当然のこととして過当競争になっていく。そして、その中で苦戦し、低業績に泣くことになるのである。

賢い社長は自らの規模に合った市場を狙う。そこには強敵は少なく、弱小会社を相手に有利な戦いを進められるのである。「小さな市場で大きな占有率」こそ、優良会社になる近道なのである。

大きすぎる市場の場合には、市場の細分化を行って、細分化した市場の中で必要な占有率を確保していくのである。占有率の高い、細分化された市場をひとつずつ増加していく。言い換えると、自らの手で対象市場を小さくし、その中で大きな占有率を確保する、ということなのである。

# 相 続

## 今知っておきたい相続の話

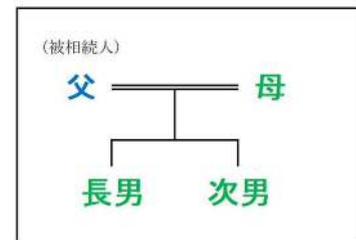
### その27 『相続する財産の調べ方』

#### <Q>

我が家は、父と母と私と弟の4人家族ですが、先日父が他界しました。

父は常日頃財産に関しては家族に全く話しておらず、何がどこにあるか全くわかりません。

相続財産はどういうものが対象か、またその調べ方について教えてください。



#### <A>

### 1. スケジュール

P の表をご参照ください。

### 2. 相続税の基礎控除額

お父様の相続人は3人ですので、相続税の基礎控除額は3,000万円＋（法定相続人3人×600万円）で4,800万円となります。

正味の遺産額が4,800万円を超えていれば、その超えている金額に対して相続税が計算されることとなります。

### 3. 相続財産

被相続人が所有していた次の財産を確認する必要があります。

●プラス財産 土地建物・現金・預貯金・株式、公社債、投資信託等・死亡保険金・死亡退職金・その他の財産（自家用車等）

●マイナス財産 ローン残高・税金等の未納・消費者金融等の借金等

## 4. 財産を調べる手順

お尋ねの上記の相続財産の調べる方法についてですが、次の手順で行うことをおすすめいたします。

### ① 故人の預金通帳や郵便物から調べる

預金通帳を見れば、ある程度のお金の流れを把握することができますから、大まかな財産を予想することが可能です。

預金通帳から引落しで固定資産税の支払いがあれば、不動産の管轄市区町村を知ることができ、株式の配当金があれば株式を所有していることもわかります。

預金口座の取引内容を調べたい場合は、銀行から取引履歴を発行してもらうことで確認することができます（インターネットバンクを利用している場合は通帳が発行されないので、パソコンのメール等のチェックも必要です）。

通帳の明細欄に「貸金庫」の文字がないか確認することも大事です。もし、貸金庫の契約があればその金庫の中に重要書類等が入っている可能性がありますので、預金口座の調査は後回しにして、貸金庫の中身を取り出すことを最優先にしましょう。

また、故人宛の郵便物からも様々な情報を得ることもできます。銀行や証券会社から届いている封書やハガキは重要な情報となりますので、しっかりと探すことが大事です。

その郵便物に記載された連絡先に問い合わせをして相続財産（遺産）の調査をすることが可能となります。

生命保険会社からの郵便物があれば契約の有無を問い合わせして保

険金請求の漏れを防止しましょう。

② 遺品の中から調べる

故人の遺品の中から、金融機関の通帳やキャッシュカード、信託銀行や証券会社からの封筒等をみつけることで、取引している金融機関を調べることも可能です。

また、市町村役場などから届いた固定資産税の通知書があると、被相続人所有の不動産も把握することができます。

③ マイナスの相続財産（遺産）も調査

マイナス財産についても、預金通帳や郵便物を中心として調査することをおすすめいたします。

口座から定期的に引き落とされているものや消費者金融やローン会社からの封筒の有無の確認も大事です。

住宅ローンも債務なので相続債務です。（住宅ローンについていえば、もし被相続人が団体信用生命保険に加入していれば、住宅ローンの残債は一括完済になります。）

④ 事業をされていた場合

亡くなった方が個人商店などの事業を行っていた場合は、税務申告書等に財産・債務があるかを確認いたしましょう。

どんなに仲のいい兄妹でも、相続が発生すると険悪な関係になる場合もあります。

いずれにしても、税理士等の専門家に“早め”に相談することをおすすめいたします。

当社は無料で相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。



## <相続開始から相続税の申告・納税までのスケジュール>

### 相続開始 被相続人の死亡

7  
日  
以  
内

#### 死亡届の提出

被相続人の親族等が、被相続人の本籍地または届け出人の所在地または死亡した場所の区市役所・町村役場へ提出します。

3  
カ  
月  
以  
内

#### 遺言書の有無の確認

公正証書遺言以外は家庭裁判所に提出。検認\*の手続きを経て開封する。  
\*遺言書保管法の施行期日である2020年7月10日以降に、法務局で保管された自筆証書遺言については、家庭裁判所における検認が不要とされる。

#### 法定相続人の調査・確定

被相続人、相続人の戸籍全部事項証明書（謄本）等により、相続人を確定する。

#### 相続財産の調査・確認

被相続人の財産を債務などのマイナス財産も含めて漏れなくリストアップする。

#### 相続財産を引き継ぐか否かを決定

必要であれば相続放棄や限定承認の申請をする。



4  
カ  
月  
以  
内

#### 遺産の評価

相続財産の個々の評価額を算定する。相続税の申告・納税が必要か否かの目安をつける。

#### 被相続人の所得税の申告（準確定申告）

必要であれば被相続人の所得税の申告をする。



10  
カ  
月  
以  
内

#### 遺産分割

遺言書があれば、その内容で分割する。なければ、相続人全員による遺産分割協議を行う（遺産分割協議がまとまらない場合、いったん法定相続分で相続税を計算し、申告・納税となる。遺産分割について法的な期限はない）。

#### 相続税の計算と提出書類の作成

場合によっては延納・物納の申請準備をする。



### 相続税の申告・納税（必要に応じて、修正申告・更正の請求）

## 今回のテーマ

## 標準保障額

今回は、標準保障額というものにつきましてご紹介いたします。

標準保障額とは、経営者様や幹部社員様に万が一があった時(死亡・就業障がい等)に必要と想定される資金を、下記の基準で算定したものです。

企業防衛準備資金 円滑に事業を継承するために準備する資金です	役員退職慰労金準備資金 遺族のために準備する資金です
① 運転資金+固定費 ＜運転資金×必要倍数+固定費(月額)×必要月数＞	⑥ 役員退職慰労金 ＜報酬月額×在任年数×功績倍率＞
② 借入金返済資金 ＜借入金残高×必要返済割合(0~100%)＞	⑦ 功労加算金 ＜役員退職慰労金×0~30%＞
③ その他の負債	⑧ 弔慰金 ＜報酬月額×6または36ヶ月＞
④ 現金化可能な資産(※減算項目)	※ 支給の根拠となる規程の制定が必要です。 (議事録・役員退職慰労金規程)
⑤ 納税準備資金 ＜(①+②+③-④)/(1-法人税等実効税率) -(①+②+③-④)＞	※ 弔慰金は就業障がい時(重度の身体障がい時) および、重大疾病時には算定対象外とします。

もう少しまとめますと、

- ① 会社を回していくための運転資金
- ② 借入金の返済資金
- ③ 役員退職慰労金

上記3つのポイントに必要な資金を算定したものです。

現在の状況を加味した大まかな必要資金を把握することで、保障の過不足が分かり、リスク管理の面で重要な役割を持てるかと思えます。

御社のリスクマネジメントの一助になればと思いますので、ぜひ今後も弊社からサポートをさせていただきたいと思えます。

担当：伊藤寛峻

◆◇ 事務所からの  
お知らせ ◆◇



- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室  
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください  
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。



◆◇ 山口会計営業カレンダー ◆◇

赤は山口会計の休業日

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						



## あとがき

たまたまなのかもしれないませんが、県内の放送局の番組で、加茂や田上・三条・燕などの地域が取り上げられたり、全国放送の番組でも県内の各地域や産業や名産品が取り上げられることが多くなったり続いたりしている気がします。

県内の事は大きく言えば地元の気分で、楽しみにしてできる限り見るようにしています。

地元でありながら知らない事もたくさんありますし、知っている特  
に普通(当たり前)かなと思っている事がそうでなかったりなどなど気  
付きや発見も多いです。

当たり前前と思っている事でも、もっともっとアピールしたり広めたりする事も必要だと感じますし、地元(県内各地)についても、もっともっと知っていかねければと改めて感じている今日この頃です。

宮本 隆夫

## チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp